令和７年（ヒ）第３０１３号

大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　株式会社ＭＥＲＧＩＣ
代表清算人　武　笑美也

1　決定年月日　令和７年７月２日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　本件協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
2　前項の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、本協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１４号

大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　ＰＲＯ株式会社
代表清算人　武　笑美也

1　決定年月日　令和７年７月２日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本件協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
2　本件協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対する残余の債権につきその債務を免除する。
3　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、本協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１５号

大阪市中央区内平野町１丁目３番６号
清算株式会社　株式会社夢想塾
代表清算人　武　笑美也

1　決定年月日　令和７年７月２日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　本件協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
2　前項の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、本協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１６号

大阪市中央区内平野町１丁目３番６号
清算株式会社　株式会社エデュース
代表清算人　武　笑美也

1　決定年月日　令和７年７月２日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本件協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
2　本件協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対する残余の債権につきその債務を免除する。
3　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、本協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１号

長崎県対馬市美津島町鶏知甲490番地の１
清算株式会社　株式会社ＳＫ
代表清算人　伊藤浩一郎

1　決定年月日　令和７年６月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
清算株式会社は、下記の各協定債権者の債権（元本、利息及び遅延損害金）につき、その全額の免除を受ける。

記

①　株式会社十八親和銀行
②　株式会社日本政策金融公庫
③　株式会社商工組合中央金庫
④　長崎県信用保証協会

長崎地方裁判所厳原支部

更生手続終結

令和６年（ミ）第２・６号

北海道函館市松陰町24番１号（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　アサヒ調剤薬局株式会社（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
新潟県長岡市曲新町687－４（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　株式会社ソフトリー（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
管財人　南　　賢一
1　決定年月日　令和７年７月１日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の遂行が確実である。

東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ミ）第３－５・７－９号

滋賀県東近江市八日市緑町13番14号（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　有限会社ハヤシデラ（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
青森市大字安田字近野１番地329（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　有限会社共生商会（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
北海道函館市桔梗１丁目２番９号（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　株式会社ハーベリィ科学研究所（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
新潟市中央区関屋田町１丁目117番地１（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　有限会社ライフプランニング（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
新潟市中央区関屋田町１丁目117番地１（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　新潟医薬株式会社（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
新潟市東区粟山３丁目１番８号（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
更生会社　有限会社さくら調剤薬局（吸収合併後の存続会社　なぎさアセットマネジメント株式会社）
管財人　南　　賢一
1　決定年月日　令和７年７月１日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。

東京地方裁判所民事第20部

監督命令